

別記様式第2号

(表)

遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。

平成 年 月 日

記

遊漁者 住所
氏名

遊漁承認期間 平成 年 1 月 1 日～平成 年 12 月 31 日

魚種 漁具

漁法 遊漁料

郡築内水面漁業協同組合 印 取扱者 印

(裏)

注意事項

記

- 1 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
- 2 遊漁の際は必ず本証を携帯し漁場監視員の要求があった場合は直ちに提示しなければならない。
- 3 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者の遊漁に迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は監視員の指示に従わなければならない。
- 5 組合は、遊漁者は、遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁を禁止し以後の遊漁を拒絶することができる。

別記様式第3号

漁場監視員証

下記の者は郡築内水面漁業協同組合の漁場監視員であることを証明する。

住所
氏名

年 月 日生

有効期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

郡築内水面漁業協同組合 印

八代南部内水面漁業協同組合第5種共同漁業に関する内共第15号共同漁業権遊漁規則
(目的)

第1条 この規則は八代南部内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第15号第5種共同漁業権に係わる漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外のする当該漁業権の対象となっている水産動物(こい、ふな、うなぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(漁具、漁法の制限)

第2条 次の表の(ア)欄に掲げる漁業はそれぞれ(イ)欄の漁業の方法により(ウ)欄の規模の範囲内において(エ)欄の区域及び(オ)欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

(ア) 漁業の名称	(イ) 漁業の方法	(ウ) 規模	(エ) 区域	(オ) 期間
こい漁業	竿釣、投網但しバクダン釣りを除く	制限しない	内共第15号共同漁業権漁場区域内(投網については30間漁場のみとする)	1月1日より12月31日まで
ふな漁業	"	"	" (")	"

うなぎ漁業	”	”	” (”)	”
-------	---	---	----------	---

(全長制限)

第3条 次の表の(ア)欄に掲げる魚種については、それぞれ(イ)欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

(ア) 魚種	(イ) 全長
こい	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長21センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第4条 遊漁料の額は次の通りとする。

- 30間漁場以外における竿釣りによる遊漁の場合は無料とする。
- 30間漁場における遊漁の場合

魚種	漁具	漁法	期間	遊漁料の額	摘要
こい、ふな	竿釣	徒歩	1月1日より	年間 2,000円	
うなぎ	投網		12月31日まで		
”	投網	浮台	”	年間 3,000円	
”	”	船	”	年間 5,000円	

- 3 遊漁料の納付は次に掲げる場所において納付するものとする。
住所 八代市日奈久新開町無番地 八代南部内水面漁業協同組合

(遊漁承認証に関する事項)

第5条 組合は第4条第2項の遊漁料の納付を受けたときは別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第6条 遊漁者は遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち他の者の遊漁に迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第7条 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は別記様式2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第8条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、平成16年1月1日から施行し、免許の期間適用する。

別記様式第1号

遊漁承認証

表

裏

No.

遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。

記

遊漁者	住所
	氏名 (年令)

承認期間
魚種
漁具・漁法
遊漁区域
遊漁料
発行者
八代南部内水面漁業協同組合

注意事項

- 1.
- 2.
- 3.

別記様式第 2 号

漁場監視員証

表

裏

No.	
漁場監視員証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
住所	
氏名	(年齢)
有効期間	
発行者 八代南部内水面漁業協同組合	

注意事項
1.
2.
3.

蘇陽地域漁業協同組合第 5 種共同漁業に関する内共第 16 号共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、蘇陽地域漁業協同組合が免許を受けた内共第 16 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、やまめ及びふなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請しその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭で対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を申請しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第 11 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 11 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁業、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行なければならない。

漁具・漁法	規模
竿釣・投網	制限しない

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行なければならない。

魚種	期間
こい・ふな	1月1日より12月31日まで
やまめ	3月1日より9月30日まで

2 前項の公表は、熊本日新聞に掲載するものとする。

(白水川溪流管理区域)

第 5 条 川走川水系白水川の阿蘇郡高森町中字白水 213 - 2 番地先標柱第 1 号と阿蘇郡高森町中字白水又 942 番地先標柱第 2 号を結ぶ直線から下流 1,200m 阿蘇郡高森町中字上川走 758 番地先標柱第 3 号と高森町矢津田字井良ヶ迫 1-3 番地先標柱第 4 号を結ぶ直線までの区間を白水川溪流管理区域とする。当該区域においては、第 7 条第 3 号に定める遊漁料を納付しなければ遊漁してはならない。

(禁止区域)

第 6 条 第 4 条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は遊漁してはならない。

区域	期間
五ヶ瀬川、三ヶ所川の合流地点から五ヶ瀬川上流 1.5 km まで	1月1日から12月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。但し、第 1 号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、200 円を加

算した額とする。

(1) 竿釣による遊漁の場合の表中

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
こい・やまめ・ふな	竿釣	1日	800円
		1年	1,600円

(2) その他の場合の表中

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
こい・やまめ・ふな	投網	1年	3,000円

(3) 第5条の白水川溪流管理区域の遊漁料はつぎのとおり定める。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
こい・やまめ・ふな	竿釣	1日	4,500円

- 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。
ただし、竿釣の場合には、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

遊漁料納付場所	熊本県阿蘇郡蘇陽町大字今 500 番地 蘇陽町役場内 蘇陽地域漁業協同組合事務局
	熊本県阿蘇郡蘇陽町大字今 297 番地 そよ風パーク
	熊本県阿蘇郡蘇陽町大字馬見原 201-4 番地 有限会社 工藤石油
	熊本県阿蘇郡蘇陽町大字米迫 237-6 番地 歌瀬キャンプ場
	熊本県阿蘇郡蘇陽町大字今 831-4 番地 興柁勝幸氏宅
	宮崎県西臼杵郡高千穂町 福本商店
白水川溪流管理区域 の遊漁料納付場所	熊本県阿蘇郡高森町大字草部 750 番地 白水川溪流管理区域内蘇陽地域漁業協同組合が別途定める場所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条の第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合は、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、平成16年1月1日から施行し、免許の期間適用する。